

山梨県公報

第六百十六号

令和七年
十二月十一日

木曜日

目次

○急傾斜地崩壊危険区域の指定

○建築基準法に基づく道路位置指定(二件)

○山梨県環境保全推進本部規程の一部を改正する訓令

○公共測量の実施(三件)

○市川三郷都市計画の変更案の縦覧

告示

山梨県告示第三百十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県国土整備部砂防課及び中北建設事務所北支所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十二月十一日

山梨県知事 長崎幸太郎

山梨県告示第三百十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図面は、山梨県東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十二月十一日

山梨県知事 長崎幸太郎

| | | |
|------|--|------------------|
| 久保の2 | 急傾斜地崩壊危険区域 | |
| 一点 | 山梨県韋崎市穴山町字窪林の区域内の土地のうち、次の一点から十三点までを順次結んだ線及び一点と十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域 | |
| 番号 | 北緯三五度四五分四四秒一〇九〇 | 東經一三八度二五分二五秒二二三八 |
| 座標 | 東經一三八度二五分二五秒二二三八 | 北緯三五度四五分四五秒五五一〇 |

- 三 指定道路の幅員 六・〇三メートル
四 指定道路の延長 四十五・六〇メートル

山梨県告示第三百二十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十二月十一日

山梨県知事 長崎幸太郎

- 一 指定の年月日 令和七年十一月二十八日
二 指定道路の位置 都留市十日市場九七二番一
三 指定道路の幅員 最大六・一二メートル 最小六・〇〇メートル
四 指定道路の延長 四二・九四メートル

訓令

山梨県訓令甲第二十八号

本出先機関 庁

- 山梨県環境保全推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和七年十二月十一日

山梨県知事 長崎幸太郎

山梨県環境保全推進本部規程（平成二十七年山梨県訓令甲第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「環境・エネルギー部長」を「森林環境部長」に改める。

第五条第三項中「環境・エネルギー部次長」を「森林環境部理事」に改める。

第七条中「環境・エネルギー部環境・エネルギー政策課」を「森林環境部森林環境政策課」に改める。

別表第一中「副知事 感染症対策統轄官」を「副知事」に、「富士山保全・観光工コシステム推進統括官 地域ブランド・広聴広報統括官」を「富士山未来・次世代交通統括官 感染症対策統括官 こども・次世代統括官 多様性・働き方統括官 山梨ブランド・国際戦略統括官 スポーツ統括官 知事政策補佐官」に、「知事政策局長 DX・情報政策推進統括官 県民生活部長 多様性社会・人材活躍推進局長」を「高度政策推

進局長 総合県民支援局長 新価値・地域創造推進局長」に、「子育て支援局長 林政部長 環境・エネルギー部長」を「森林環境部長」に改める。

別表第一中「感染症対策統轄官補 知事政策局理事 DX・情報政策推進統括官次長

県民生活部次長 多様性社会・人材活躍推進局次長 環境・エネルギー部次長 産業政策部次長」を「森林環境部理事 産業政策部理事」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により中北農務事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和七年十二月十一日

山梨県知事 長崎幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（3級基準点網図）
二 測量の地域 山梨県韮崎市の一部
三 測量の期間 令和七年十一月十九日から令和八年一月三十一日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により中北農務事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和七年十二月十一日

山梨県知事 長崎幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（基準点測量）
二 測量の地域 北杜市大泉町谷戸地内
三 測量の期間 令和七年十二月五日から令和八年三月十四日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により中北農務事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和七年十二月十一日

山梨県知事 長崎幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（三級基準点網図）
二 測量の地域 北杜市的一部
三 測量の期間 令和七年十一月二十六日から令和八年三月十三日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定に中北建設事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和七年十二月十一日

山梨県知事 長崎幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（3級基準点測量）
二 測量の地域 山梨県韋崎市清哲町折居
三 測量の期間 令和七年八月二十七日から令和七年十一月二十八日まで

● 市川三郷都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和七年十二月十一日

山梨県知事 長崎幸太郎

- 一 都市計画の種類 市川三郷都市計画道路（三・四・二号 大門桃林線外一路線）
二 都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分
三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県国土整備部都市計画課
西八代郡市川三郷町高田百十一番地一 峠南建設事務所都市計画・建築課

西八代郡市川三郷町市川大門千七百九十九番地三 市川三郷町建設課
縦覧期間 この公告の日から令和七年十二月二十五日まで

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番